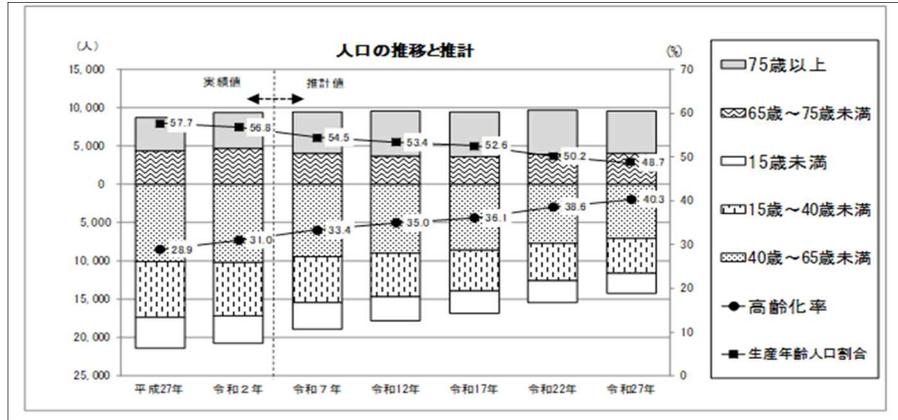


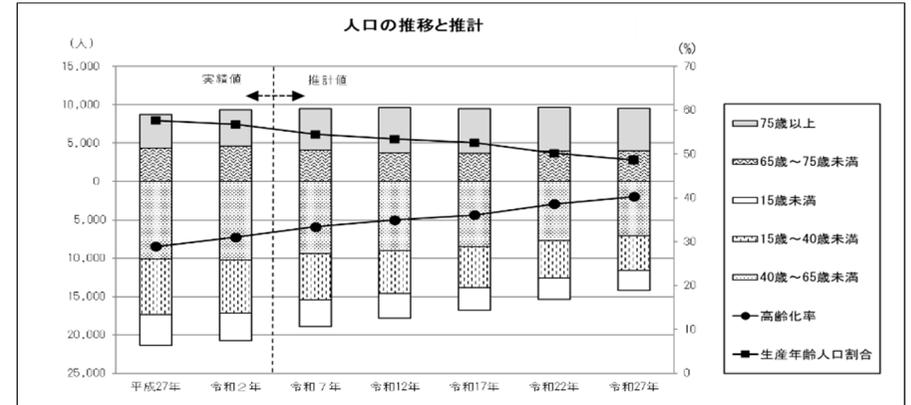
「東御市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）」新旧対照表

修正後（新）	修正前（旧）
<p>第1編 計画の基本的な方向</p>	<p>総論</p>
<p>第1編 計画の基本的な方向 第1章 計画策定にあたって 第2節 計画策定の根拠・位置づけ</p>	<p>第1編 計画の基本的な方向 第1章 計画策定にあたって 第2節 計画策定の根拠・位置づけ</p>

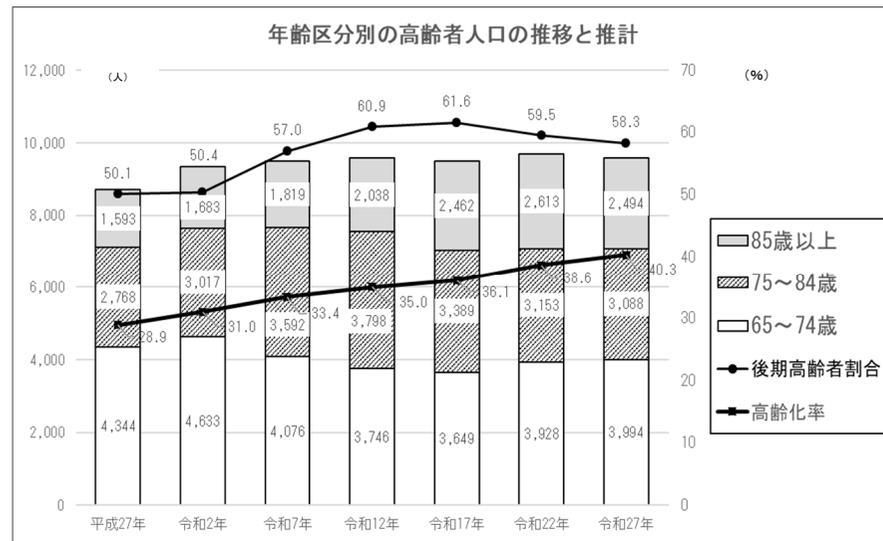
1 高齢者人口と高齢化率



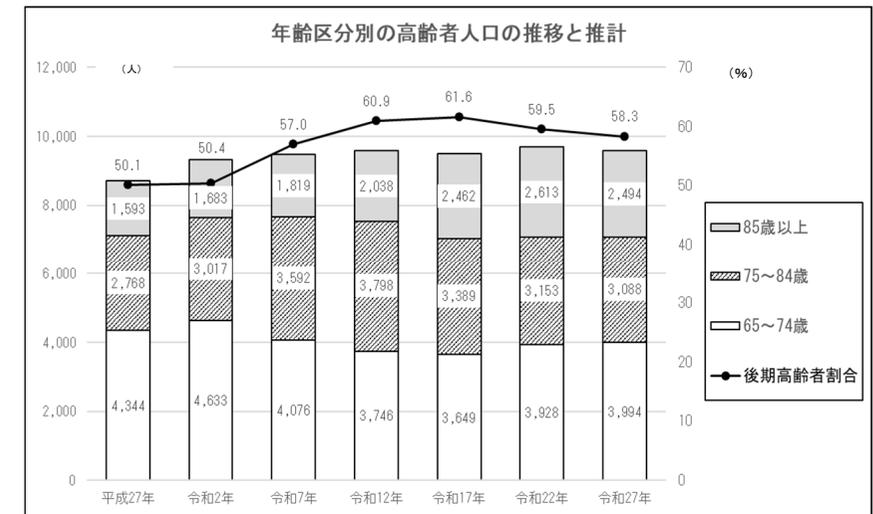
1 高齢者人口と高齢化率



2 年齢区分別の高齢者人口



2 年齢区分別の高齢者人口



修正後（新）

修正前（旧）

(単位：人)

	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
高齢者人口	8,705	9,333	9,487	9,582	9,500	9,694	9,576
前期高齢者	4,344	4,633	4,076	3,746	3,649	3,928	3,994
後期高齢者	4,361	4,700	5,411	5,836	5,851	5,766	5,582
75～84歳	2,768	3,017	3,592	3,798	3,389	3,153	3,088
85歳以上	1,593	1,683	1,819	2,038	2,462	2,613	2,494
前期高齢者割合	49.9	49.6	43.0	39.1	38.4	40.5	41.7
後期高齢者割合	50.1	50.4	57.0	60.9	61.6	59.5	58.3

(単位：人)

	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
高齢者人口	8,705	9,333	9,487	9,582	9,500	9,694	9,576
前期高齢者	4,344	4,633	4,076	3,746	3,649	3,928	3,994
後期高齢者	8,705	9,333	9,487	9,582	9,500	9,694	9,576
75～84歳	2,768	3,017	3,592	3,798	3,389	3,153	3,088
85歳以上	1,593	1,683	1,819	2,038	2,462	2,613	2,494
前期高齢者割合	49.9	49.6	43.0	39.1	38.4	40.5	41.7
後期高齢者割合	50.1	50.4	57.0	60.9	61.6	59.5	58.3

第2節 要介護・要支援認定者

第2節 要介護・要支援認定者

1 認定者数と認定率

1 認定者数と認定率

認定者数の現状 (単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数	9,320	9,419	9,499	9,523	9,552
要介護・要支援認定者数	1,479	1,544	1,599	1,648	1,700
要支援1	121	138	162	176	205
要支援2	171	173	183	219	224
要介護1	315	346	355	382	400
要介護2	283	294	278	279	277
要介護3	239	236	236	216	224
要介護4	211	214	242	228	230
要介護5	139	143	143	148	140
認定率	15.9%	16.4%	16.8%	17.3%	17.8%

認定者数の現状 (単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数	9,320	9,419	9,499	9,523	9,552
要介護・要支援認定者数	1,479	1,544	1,599	1,648	1,700
要支援1	121	138	162	176	205
要支援2	171	173	183	219	224
要介護1	315	346	355	382	400
要介護2	283	294	278	279	277
要介護3	239	236	236	216	224
要介護4	211	214	242	228	230
要介護5	139	143	143	148	140
認定率	15.9%	16.4%	16.6%	17.2%	17.8%

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

※各年度9月末現在の実績値で、第2号被保険者は含まない。

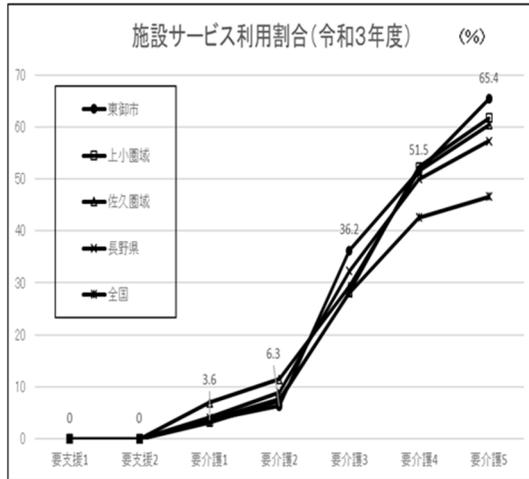
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

※各年度9月末現在の実績値で、第2号被保険者は含まない。

修正後（新）	修正前（旧）																																																
<p>第3節 介護保険サービスの利用状況</p> <p>1 サービス受給者の状況</p> <p><u>認定者数の増加が続いている平成30年度以降、在宅サービスと施設系サービスの受給者数は増加傾向にあります。居住系サービスの受給者数については、令和3年度まで増加しているものの、令和4年度以降はわずかに減少しています。</u></p> <p>（中略）</p> <p>在宅・居住系サービスの利用者割合を見ると、本市は要介護3から要介護5の重度者で比較的低い水準、<u>施設サービス利用者割合を見ると、本市は要介護3から要介護5の重度者で比較的高い水準となっており、介護度が重度化すると施設サービスに依存する傾向にあることが分かります。</u></p> <p>施設サービス利用者割合（令和3年度） （単位：％）</p> <table border="1" data-bbox="120 756 1099 1046"> <thead> <tr> <th></th> <th>東御市</th> <th>上小圏域</th> <th>佐久圏域</th> <th>長野県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>3.6</td> <td>3.2</td> <td>7.0</td> <td>4.1</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>6.3</td> <td>7.4</td> <td>11.5</td> <td>9.0</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>36.2</td> <td>28.2</td> <td>29.3</td> <td>32.3</td> <td>28.0</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>51.5</td> <td>52.3</td> <td>51.5</td> <td>50.0</td> <td>42.6</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>65.4</td> <td>61.7</td> <td>60.4</td> <td>57.3</td> <td>46.6</td> </tr> </tbody> </table>		東御市	上小圏域	佐久圏域	長野県	全国	要支援1	0	0	0	0	0	要支援2	0	0	0	0	0	要介護1	3.6	3.2	7.0	4.1	3.6	要介護2	6.3	7.4	11.5	9.0	7.7	要介護3	36.2	28.2	29.3	32.3	28.0	要介護4	51.5	52.3	51.5	50.0	42.6	要介護5	65.4	61.7	60.4	57.3	46.6	<p>第3節 介護保険サービスの利用状況</p> <p>1 サービス受給者の状況</p> <p>認定者数が減少傾向になった平成27年度以降、在宅サービスの受給者数は減少する一方で、居住系サービスと施設系サービスの受給者は増加傾向にあります。</p> <p>（中略）</p> <p>在宅・居住系サービスの利用者割合を見ると、本市は要介護3から要介護5の重度者で比較的低い水準となっており、介護度が重度化すると施設サービスに依存する傾向にあることが推察されます。</p> <p>（追加）</p>
	東御市	上小圏域	佐久圏域	長野県	全国																																												
要支援1	0	0	0	0	0																																												
要支援2	0	0	0	0	0																																												
要介護1	3.6	3.2	7.0	4.1	3.6																																												
要介護2	6.3	7.4	11.5	9.0	7.7																																												
要介護3	36.2	28.2	29.3	32.3	28.0																																												
要介護4	51.5	52.3	51.5	50.0	42.6																																												
要介護5	65.4	61.7	60.4	57.3	46.6																																												

修正後（新）

修正前（旧）



2 サービスに係る給付費の状況

総給付費については、平成 30 年度以降は増加し続けております。

(追加)

2 サービスに係る給付費の状況

総給付費については、平成 30 年度以降は増加し続けており、とりわけ令和 2 年度の増加は激しくなっています。

修正後（新）

第5節 高齢者の健康状況

2 身体活動・栄養の状況

(1) 身体活動の状況

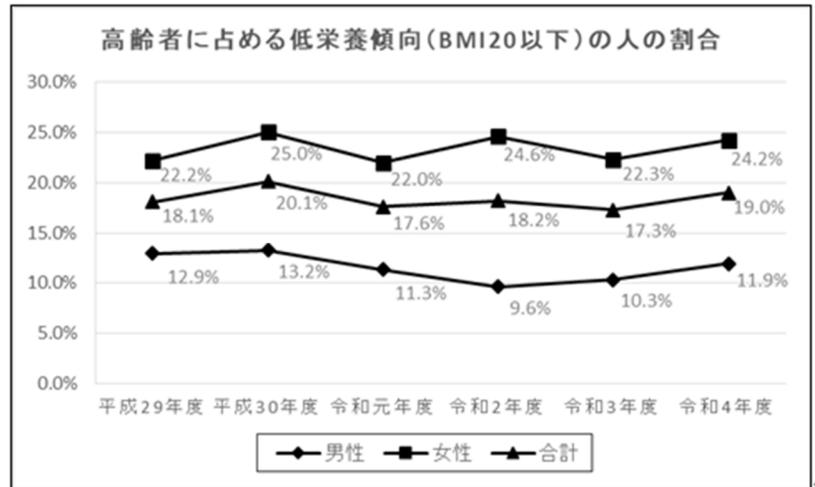
年代別歩数（1日当たり）の状況

	60歳代後半		70歳以上	
	男性	女性	男性	女性
平成30年度	5,341	4,429	4,342	3,624
令和4年度	5,366	4,887	4,432	3,786

（出典）健康保健課「第3次東御市健康づくり計画」

(2) 適正体重・栄養の状況

（注）BMI：体重と身長の関係から算出される体格指数で、「 $\text{体重kg} / (\text{身長m})^2$ 」で算出される。



※令和4年度個別健診結果を集計（健康保健課）

修正前（旧）

第5節 高齢者の健康状況

2 身体活動・栄養の状況

(1) 身体活動の状況

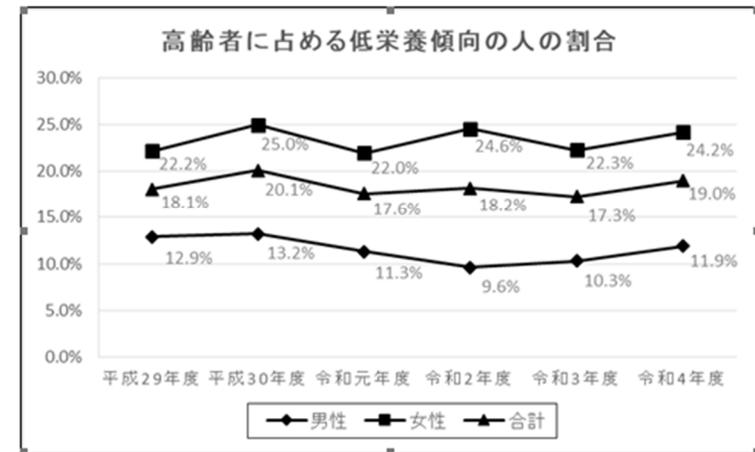
年代別歩数（1日当たり）の状況

	60歳代後半		70歳以上	
	男性	女性	男性	女性
平成30年度	5,341	4,429	4,342	3,624
令和4年度	集計中			

（出典）健康保健課「第3次東御市健康づくり計画」

(2) 適正体重・栄養の状況

（注）BMI：体重と身長の関係から算出される体格指数で、「 $\text{体重kg} / (\text{身長m})^2$ 」で算出される。成人の判定基準は、「やせ」が18.5未満、「正常」が18.5以上25未満、「肥満」が25以上。



※令和4年度個別健診結果を集計（健康保健課）

第4章 SDGs (持続可能な開発目標) の推進

第1節 SDGs (持続可能な開発目標) の達成を意識した取組

第4章 SDGs (持続可能な開発目標) の推進

第1節 SDGs (持続可能な開発目標) の達成を意識した取組

SDGsは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っています。本市では、このような世界規模の目標を十分に踏まえ、計画の推進に取り組んでいきます。

	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に根絶を打つ		国内および国際間の格差を是正する
	飢餓に根絶を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を促進する		都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女性のエンパワーメントを高める		海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する		陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	すべての人に安全で信頼でき、持続可能なかつ経済的なエネルギーへのアクセスを確保する		持続可能な開発に向けて平和と包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する		持続可能な開発に向けて産官学協力を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		

第4章 SDGs (持続可能な開発目標) の推進

第1節 SDGs (持続可能な開発目標) の達成を意識した取組

第4章 SDGs (持続可能な開発目標) の推進

第1節 SDGs (持続可能な開発目標) の達成を意識した取組

SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、2015年(平成27年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2015年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

本市においても世界基準の開発目標を意識した取組を推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図ります。



SDGsの17の目標と我が国の自治体行政とどのような関係があり、そのゴールの達成に向けて貢献し得るのかについて検討され、次のとおり示されています。

	貧困	【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を根絶させる。↓ 自治体行政は貧困や生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	飢餓	【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。↓ 自治体は土地や水資源を含む自然資源を応用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適度な土地利権対策が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	保健	【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。↓ 市民の健康維持は自治体の保健福祉行政の責務です。国民健康制度の充実も市民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが市民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も進められています。

修正後（新）

修正前（旧）

	<p>教育:</p>	<p>【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。↓</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自自治体が見込めるべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自自治体行政の取組は重要で。</p>
	<p>ジェンダー:</p>	<p>【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化(エンパワメント)を行う。↓</p> <p>自自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要で。また、自自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
	<p>水・衛生:</p>	<p>【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。↓</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基礎です。水道事業は自自治体の行政サービスとして提供されることも多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自自治体の大事な責務です。</p>
	<p>エネルギー:</p>	<p>【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。↓</p> <p>公共施設物に於いて率先して省エネや再生エネルギーを推進し、住民が省/再エネルギーを推進するのを支援する等、安価かつ信頼できる持続性の高い持続可能なエネルギー源利用へのアクセスを増やすことも自自治体の大きな役割といえます。↓</p>
	<p>経済成長と、 雇用:</p>	<p>【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。↓</p> <p>自自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、労働環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。↓</p>
	<p>インフラ、 産業化、 イノベーション</p>	<p>【目標9】強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。↓</p> <p>自自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の実績などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することも可能することができます。</p>
	<p>不平等</p>	<p>【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する。↓</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自自治体は主体的な役割を担うことができます。少数意見を扱い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>持続可能な 都市</p>	<p>【目標11】包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間関係を實現する。↓</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは市民や自自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在意義そのものです。都市化が進む中で自自治体行政の果たす役割は益々大きくなっていきます。</p>
	<p>持続可能な 生産と消費</p>	<p>【目標12】持続可能な生産消費形態を確保する。↓</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民知恵の環境教育などを行うことで自自治体はこの取組を進めることが可能です。</p>

修正後（新）

修正前（旧）

	<p>気候変動</p>	<p>【目標 13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。↓</p> <p>↓</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった従来策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>海洋資源</p>	<p>【目標 14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。↓</p> <p>↓</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。うちの中で発生した汚染が河川等を通じて海岸に流れ出ることを防ぐように、自治体単体だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>陸上資源</p>	<p>【目標 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対策、ならびに土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。↓</p> <p>↓</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資源を効果的に保護するためには、自治体単体で対策を講じるのではなく、国や自治体、その他関係者との連携が不可欠です。↓</p>
	<p>平和</p>	<p>【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。↓</p> <p>↓</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな役割を担っています。地域内の多くの市民の参加を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。↓</p>
	<p>実施手段</p>	<p>【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。↓</p> <p>↓</p> <p>自治体は企業／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を図る中核的な存在になります。持続可能な未来を構築していく上で多様な主体の協働関係を築くことは極めて重要です。↓</p>

（出典）一般財団法人・西エネのぞー機構「私たちの町にとってのSDGs（持続可能な開発目標）一冊入りのためのガイドライン」↓

修正後（新）	修正前（旧）																								
<p>第2編 施策の展開 第1章 介護予防・高齢者の社会参加の推進 第2節 フレイル予防の取組の推進</p> <p>参考情報</p> <p>KDB システムとは？ 国保データベースシステムを意味し、国保連合会が保有する健診・医療・介護の各種データを利活用して、統計情報や個人の健康に関するデータが蓄積されています。</p> <p>第3節 介護予防・健康づくりの推進 4 計画期間の目標</p> <p>(2) 成果目標（初期アウトカム）</p> <table border="1" data-bbox="176 818 1025 1070"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状 (令和4年度)</th> <th>目標 (令和8年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①新規認定を受けた人の平均年齢</td> <td>83.7歳</td> <td>上昇</td> </tr> <tr> <td>②65歳以上の健康づくりのために身体活動をしている者の割合（男性）</td> <td>76.3%</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>③65歳以上の健康づくりのために身体活動をしている者の割合（女性）</td> <td>85.2%</td> <td>増加</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) ① 令和4年度地域包括ケア体制の構築状況の見える化調査 ②～③ 令和5年保健事業についてのアンケート調査（健康保健課により実施）</p>	項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	①新規認定を受けた人の平均年齢	83.7歳	上昇	②65歳以上の健康づくりのために身体活動をしている者の割合（男性）	76.3%	増加	③65歳以上の健康づくりのために身体活動をしている者の割合（女性）	85.2%	増加	<p>第2編 施策の展開 第1章 介護予防・高齢者の社会参加の推進 第2節 フレイル予防の取組の推進</p> <p>(追加)</p> <p>第3節 介護予防・健康づくりの推進 4 計画期間の目標</p> <p>(2) 成果目標（初期アウトカム）</p> <table border="1" data-bbox="1198 834 2069 1093"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状 (令和4年度)</th> <th>目標 (令和8年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①新規認定を受けた人の平均年齢</td> <td>83.7歳</td> <td>上昇</td> </tr> <tr> <td>②65歳以上の運動習慣のある者の割合（男性）</td> <td>集計中</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>③65歳以上の運動習慣のある者の割合（女性）</td> <td>集計中</td> <td>集計中</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) ① 令和4年度地域包括ケア体制の構築状況の見える化調査 ②～③ 国保特定健診・後期高齢者健診</p>	項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)	①新規認定を受けた人の平均年齢	83.7歳	上昇	②65歳以上の運動習慣のある者の割合（男性）	集計中	集計中	③65歳以上の運動習慣のある者の割合（女性）	集計中	集計中
項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)																							
①新規認定を受けた人の平均年齢	83.7歳	上昇																							
②65歳以上の健康づくりのために身体活動をしている者の割合（男性）	76.3%	増加																							
③65歳以上の健康づくりのために身体活動をしている者の割合（女性）	85.2%	増加																							
項目	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)																							
①新規認定を受けた人の平均年齢	83.7歳	上昇																							
②65歳以上の運動習慣のある者の割合（男性）	集計中	集計中																							
③65歳以上の運動習慣のある者の割合（女性）	集計中	集計中																							

修正後（新）	修正前（旧）
<p>第2章 地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <p>第2節 認知症施策の推進</p> <p>2 方針</p> <p>認知症の有無にかかわらず、支え合いながら共に生きる社会を目指します。そのためには、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人やその家族を支える人（サポーター等）の育成を推進します。</p>	<p>第2章 地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <p>第2節 認知症施策の推進</p> <p>2 方針</p> <p>認知症があってもなくても、支え合いながら共に生きる社会を目指します。そのためには、認知症になっても希望をもって安心した生活が出来るよう、認知症の人やその家族を支える人（サポーター等）の育成を推進します。</p>